

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社あおぞら銀行		コード	8304
提出日	2026/5/22	異動（予定）日	2026/6/23	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に取締役選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	橋・フクシマ・咲江	社外取締役	○														○		有
2	高橋 秀行	社外取締役	○														○		有
3	齋藤 英明	社外取締役	○														○		有
4	多田野 宏一	社外取締役	○														○		有
5	川島 博政	社外取締役											○	○					
6	ギブス 仁子	社外取締役	○														○	新任	有
7	井上 寅喜	社外監査役	○														○		有
8	前田 純一	社外監査役	○											△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		橋・フクシマ・咲江氏は、企業経営者としての豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特にグローバルな人材のマネジメントおよびコーポレート・ガバナンスに関する知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあります。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。
2		高橋秀行氏は、銀行業のほか、事業会社における経営者としての豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特に金融機関の財務会計ならびにコーポレート・ガバナンスに関する知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあります。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。
3		齋藤英明氏は、事業会社の経営者および戦略コンサルタントとしての豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特にIT/デジタルに関する知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあります。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。
4		多田野宏一氏は、長年に渡り事業会社のトップ経営者としてリーダーシップを發揮し、経営全般に関する豊富な経験・実績と優れた見識に加え、グローバルビジネスに関する知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあります。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。
5	川島博政氏は、当社が2024年5月13日に資本業務提携契約を締結し、同契約に基づく第三者割当増資により当社の主要株主となった株式会社大和証券グループ本社の常務執行役員であります。 また、同社は当社の取引先であります。過去12か月の当社と同社との取引額は当社の連結業務粗利益および同社の連結総売上高の2%未満であります。	当社は、2024年5月13日に株式会社大和証券グループ本社と資本業務提携契約を締結しており、同氏が指名する同氏が社外取締役として経営に参画することで、当社経営に対する適切な助言を通して、両社の連携を更に深め当該提携の目的の達成をより強固にすることが期待されるため、社外取締役として選任しております。

6		<p>ギブス仁子氏は、複数の国内企業の社外取締役を歴任され、また、エグゼクティブコーチ/ファシリテーターとしても活躍される等豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特に金融、グローバルな人材教育に関する知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあります。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当行が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。</p>
7		<p>井上寅喜氏は、公認会計士であり、会計の専門家としての豊富な経験・実績、優れた見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあります。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当行が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。</p>
8	<p>独立役員として指定している社外監査役の前田純一氏が代表取締役専務を務めておりました株式会社北國銀行は当行の取引先であります。過去12か月の当行と同社との取引額は当行の連結業務粗利益および同社の連結総売上高の2%未満であります。</p>	<p>前田純一氏は、金融ならびに銀行業務に関する豊富な経験、見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあります。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当行が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。</p>

4. 補足説明

<p>当行は、以下のとおり、「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を定めています。</p> <p>社外取締役、社外監査役、またはその候補者が、以下の各要件のいずれにも該当しない場合に、当行に対する独立性を有するものと判断する</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当行又は子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人）、または、その就任前10年間においても当行又は子会社の業務執行者であった者 <ol style="list-style-type: none"> (2) その就任の前10年以内のいずれかの時において当行又はその子会社の取締役、会計参与又は監査役であったことがある者（業務執行者であったことがある者を除く）にあつては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任前10年間に於いて当行又はその子会社の業務執行者であった者 (1) 当行又は子会社を主要な取引先（取引先の連結総売上高の2%以上）とする者又はその業務執行者 <ol style="list-style-type: none"> (2) 当行又は子会社の主要な取引先（当行の連結業務粗利益の2%以上）又はその業務執行者 当行又は子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（過去3年平均で100万円以上）を得ている、コンサルタント、会計専門家又は法律専門家。または、 <ol style="list-style-type: none"> 当行又は子会社から多額の金銭その他の財産（当該財産を得ている団体の連結売上高の2%以上）を得ているコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等に所属する者 上記2から3について、最近において該当していた者（最近においてとは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先の業務執行者である者は独立性を有さない） <ol style="list-style-type: none"> 就任の前10年以内のいずれかの時において次の(1)から(3)までのいずれかに該当していた者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当行の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役 (2) 当行の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る） (3) 当行の兄弟会社の業務執行者 当行の主要株主（議決権所有割合10%以上）である者。もしくは主要株主が法人等である場合は、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。